

令和4年度 第2回 大分市障害者自立支援協議会

日 時：令和5年2月24日（金）10:00～11:30

場 所：大分市役所議会棟4階 全員協議会室

【次 第】

1 開 会

2 議 事

（1）副会長の選出について

（2）あんしんコール（緊急時支援事業）について

（3）障がい者虐待防止に係る取組について

（4）各専門部会の令和4年度活動報告について

（5）その他

3 閉 会

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

	職名	氏名
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授	新滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	衛藤 良憲
4	一般社団法人大分都市医師会 会長	釘宮 誠司
5	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐	森 千 春
6	大分こども発達支援センター 相談支援専門員	黒島 加奈
7	大分県立新生支援学校 教頭	三原 彰夫
8	大分公共職業安定所 統括職業指導官	新八塚 良久
9	大分県中小企業家同友会 大分支部障がい者問題委員長	都築 克宜
10	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工藤 福成
11	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘宮 慶太
12	大分市社会福祉協議会あんしんサポートセンター大分 主任	新鶴原 久実
13	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊藤 國芳
14	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿南 静生
15	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋吉 一恵
16	大分県精神保健福祉士協会 協会員	田原 貴臣
17	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加藤 順子
18	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長	山下 順子
19	大分市知的障害者施設協議会 会長	酒井 弘元
20	社会福祉法人幸福会 理事長	花宮 良治
21	特定非営利活動法人レガーレ 理事長	米澤 幸宏
22	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事	早野 真弓
23	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(南大分地域包括支援センター長)	新工藤 翔太
24	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者(当事者)	後藤 秀信
25	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長(当事者)	豊田 昭知
26	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者(当事者)	吉田 友哉
27	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長	金澤 康隆
28	障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦薈 弘城
29	障がい者相談支援センター「コーラス」	矢野 太亮
30	障がい者相談支援センター「さざんか」	高橋 恵美
31	大分市教育委員会大分市教育センター 所長	新小池 桂子
32	大分市子どもすこやか部長	新藤田 恵子
33	大分市福祉保健部長	齐藤 修造

令和4年度 第2回 大分市障害者自立支援協議会座席表

(順不同：敬称略)

			会長 江藤 郁
滝口 真	工藤 福成	加藤 順子	黒島 加奈
三原 彰夫	齊藤 國芳	八塚 良久	都築 克宜
秋吉 一恵	田原 貴臣	釘宮 慶太	山下 順子
花宮 良治	早野 真弓	阿南 靜生	酒井 弘元
米澤 幸宏	高橋 恵美	金澤 康隆	後藤 秀信
工藤 翔太	矢野 太亮	森 千春	吉田 友哉
鶴原 久実	芦薈 弘城	小池 桂子 (代理 小野里香)	斎藤 修造

障害福祉課 主査 原田 耕一	障害福祉課 参事補 河野 剛志	福祉保健部次長 兼福祉事務所長 衛藤 祐一	障害福祉課 参事 甲斐 秀樹	障害福祉課 主査 松本 明子
----------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	----------------------

障害福祉課 主任 藤近 亮	障害福祉課 主事 中島 敦哉	障害福祉課 主査 新井 徹	障害福祉課 専門員 小若女 康子	障害福祉課 保健師 後藤 香織
---------------------	----------------------	---------------------	------------------------	-----------------------



大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日
条例第3号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第18項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
 - 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

あんしんコール（緊急時支援事業）について

平成30年度から開始したあんしんコールの対応時間は、午前9時より午後9時（土日祝日等は午後6時）までとなっています。

令和4年9月議会の一般質問において、対応時間の延長に関する質問があり、「対応時間の延長や24時間体制に向け、…(中略)…協議を進めてまいりたい」と答弁しました。

あんしんコールの対応時間については、生活支援部会でも協議していただいている、障害者自立支援協議会の委員の皆様からも、ご意見をいただきたいと考えています。

1. あんしんコールの概要

家族や介助者の急病による不在、障がい者虐待、障がいの状態変化等に、緊急対応が必要になった場合に備え、相談支援センターの職員による「電話対応」のほか、原則2名一組を基本として、障害福祉サービスを提供する市内19の協力法人の「緊急時支援員」が、相談支援センターからの要請により、障がい者の自宅等に駆け付け、「状況確認」「安全確保」「宿泊支援」などを行います。



平日	0	3	6	9	12	15	18	21	24
相談支援センター					委託相談（通常用回線）				
緊急時支援員					委託相談（緊急用回線「あんしんコール」）				
							当番制		

休日	0	3	6	9	12	15	18	21	24
相談支援センター					委託相談（通常用回線）				
緊急時支援員					委託相談（緊急用回線「あんしんコール」）				

(相談件数・緊急時支援員が対応した件数と夜間帯の相談内容)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談	7(3)	16(3)	14(0)	30(1)	4(2)
緊急対応	3(1)	3(1)	0	1(0)	0

※カッコ内は夜間帯(午後6～9時の件数)

	夜間帯の相談内容	緊急対応	年度
1	(母から)パニックになって暴れている	○	
2	(母と子が同居)母が緊急入院した。子が泊るところはないか	-	H30
3	親と折り合いが悪く、気持ちが落ち着かない。泊るところはないか。	-	
4	子が精神的に不安定になり、家を飛び出して警察から保護された。 母からこのまま夜間を過ごすことが不安である。	○	
5	(本人から)精神状態が不安定である。	-	R1
6	障がいのある交際相手が、親の暴力から逃げてきた。	-	
7	父が亡くなり母が一人暮らしなので今後が心配である。	-	R3
8	所持金が無い。	-	
9	妻がサービス事業所とのトラブルでパニックになっている	-	R4

※緊急対応を行った事例については、4～5ページ参照

2. 生活支援部会における協議について（令和5年1月）

夜間帯の相談件数や内容等を踏まえ、以下のことについて協議を行いました。

①対応時間の延長や24時間対応の検討

②相談者が障害福祉サービスを利用していない場合、関係機関から情報が得られないため、障害福祉課と「コーラス（障がい者相談支援センター）」が実施する「巡回家庭訪問※」を活用した事前登録制の検討

※療育手帳を所持しているが、障害福祉サービスを利用していない18歳以上の知的障がい者がいる家庭を訪問し、相談機関やサービス等の説明を行っています。

①対応時間に関する意見としては、

- ・(主に知的障がい者) サービス利用者については、夜間の緊急相談も含め、事業所の管理者等が対応している。
- ・本市は事業所の数も多いことから、現状維持で良いのでは。
- ・(主に精神障がい者) かかりつけ医があれば、夜間の緊急相談は、病院へ連絡することが多く、服薬等で解決するケースが多いという印象である。
また、かかりつけ医が無い場合、「精神科救急情報センター」が対応している。
- ・何時間延長すれば良いかという議論は難しい。
また、「24時間対応」になれば、相談支援センターの現人員では難しい。

②事前登録制に関する意見としては、

サービスを利用していない場合、障がい者相談支援センターが保護者から情報収集することは難しいのではないか。

3. 今後の取組（案）について

夜間帯の相談実績や部会委員による意見等を踏まえ、今後も生活支援部会において、以下のことについて取り組みます。

①対応時間

当面は現状維持としたうえで、今後も夜間帯の相談支援ニーズを踏まえて、引き続き、対応時間について議論を進めます。

②障害福祉サービスを利用していない人に対する周知

保護者に安心していただくとともに、急病等による緊急時の対応を考えもらう機会とするため、「巡回家庭訪問」を活用して「あんしんコール」の周知を行います。

③協力法人の拡充

現在の19法人に加え、新たな事業者による「緊急時支援員」の増員を図ります。

あんしんコールの緊急時支援員が出動した事例

平成30年度（3件）

ケース1	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（A1） 31歳 ・母から「自閉症でパニックを起こし、家で暴れている」と相談あり
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、協力法人へ支援を依頼する。 ②協力法人が自宅へ向かい、落ち着かせるため「ドライブ」に連れていく。 ③自宅はガラスが割れているため、通所施設で「宿泊支援」を行う。 ④翌日、自宅へ向かい、落ち着くまで自宅で支援する。 (その後、本人が落ち着いたため支援終了する)
ケース2	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（B2） 20歳 ・市内の更生保護施設に入所していたが、施設を3回飛び出し、警察に保護される。当該施設や母親が身柄引受を拒否したため、警察から相談あり。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、緊急時支援員に対して「身柄引受」を依頼した。 ②緊急時支援員が、本人を警察まで迎えに行き、通所施設で「宿泊支援」を行う。 ③「宿泊支援」の合間に、「グループホームの見学」を行う。 ④翌日、入所先が決まり、当該事業所が迎えに来て支援終了する。
ケース3	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（A1） 31歳 ・利用している施設に本人の母親から家でパニックになっていると相談あり。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、協力法人へ支援を依頼する。 ②協力法人の職員が自宅へ向かい、「安全確保」を行う。 ③本人が暴れて壊したCDラジカセを購入し、自宅に戻る。 ④本人が落ち着いたため支援終了となる。

令和元年度（3件）

ケース1	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（不明） 40歳 ・同居している姉の緊急入院に伴い、一人で過ごすことができないと相談あり。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、本人の通所施設（協力法人）へ支援を依頼した。 ②協力法人の職員が、運営するグループホームで「宿泊支援」を行った。 ③翌日、短期入所に空きが出たため、支援終了となる。
ケース2	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（不明） 32歳 ・初盆で来客が多かったことがストレスとなり、パニックになったと相談あり。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、本人の通所施設（協力法人）に支援を依頼する。 ②協力法人の職員が自宅を訪問して「状況確認」を行う。 ③声掛けや散歩等によって、落ち着いたことから支援終了となる。

ケース 3

概況	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者（2級）23歳 帰宅後、不安定となり外に飛び出し、警察に保護された。 今は落ち着いているものの、母親から本人と過ごすのは不安との相談がある。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、本人の通所施設（協力法人）に支援を依頼する。 ②協力法人の職員が自宅を訪問し、「状況確認」を行う。 ③声掛け等により、本人の状態が落ち着いたため支援終了となる。

※令和2年度は実績なし

令和3年度（1件）

ケース 1	
概況	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者（A1）45歳 同居の母が新型コロナ陽性で入院が必要となり、一人では過ごすことができない。 本人の通所施設で宿泊支援を行いたいと、相談支援専門員から相談あり。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターは、通所施設（協力法人）へ支援依頼。 ②協力法人の職員が迎えに行き、通所施設で「宿泊支援」を行った。

令和4年度（1件）

ケース 1	
概況	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者（A2）33歳 母、姉、祖母と同居しているが、自宅内で暴力をふるうと母から相談あり。 新型コロナウィルスにより、姉が陽性となり、母は濃厚接触者で外出不可。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センターが、以前受診していた精神科へ薬の処方を依頼した。 ②相談支援センターより依頼を受けた通所施設（協力法人）の職員が薬を受領する。 ③服薬するも症状が改善しないため、保健所へ相談して精神病院へ保護入院となる。

※緊急支援員が出動しなかった事例、あんしんコールの対象外と判断したケースの一例

- ①貯金がなくなり食べるものが無い（県社協の「フードバンク」へ繋ぐ）
- ②自殺願望がある施設利用者への対応（県の「精神科救急電話相談センター」へ繋ぐ）
- ③家族と喧嘩し、精神的に不安定なので、宿泊場所を探して欲しい（緊急性は無いと判断）
- ④精神病院を退院後の住まいを探して欲しい（きぼう21が対応）
- ⑤障がい児の家族が入院するため、預け先を探して欲しい（「短期入所」の利用調整）
- ⑥家計に関する相談をしたい（市社協の「自立生活支援センター」へ繋ぐ）
- ⑦強度行動障害の障がい児が、自宅で暴れている（「医療機関」へ繋ぐ）

その他「事業所に対する苦情」「各種不安への訴え」「あんしんコールに関する問合せ」など

障がい者虐待に関する取組について

1. 障がい者虐待防止センターの設置について

平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）の施行に伴い、本市では、障害福祉課内※に「大分市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関との連携体制の整備、関係機関職員の資質の向上、通報義務等に関する広報・啓発活動等を実施し、障がい者虐待の防止に努めています。

※平成30年9月より「大分西部公民館」へ移転

（参考）障がい者虐待の定義

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を「①養護者による障害者虐待」「②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「③使用者による障害者虐待」に定義し、また、虐待の種類を以下のように区分しています。

	区分	内容
ア	身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
イ	性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
ウ	心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的なその他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ	放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
オ	経済的虐待	養護者または障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

（「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」より）

2. 相談・対応状況について

虐待に関する通報や相談があった場合、速やかに家庭や事業所を訪問し、事実確認を行っています。調査の結果、「虐待認定」や「厳重注意」等と判断した施設・事業所については、改善計画書の提出を求め、その後も進捗状況の把握を行っています。

①通報件数

	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度(1月末現在)
通報件数	58件	59件	52
事実確認	41件	50件	49
虐待認定	2件	1件	虐待判断※
厳重注意	4件	4件	13件

※令和4年度より県と協議し、「虐待認定」と「厳重注意」を併せて
「虐待判断」としています。

②令和4年度(令和5年1月末現在)の状況

	養護者による虐待	施設従事者による虐待	使用者による虐待	その他
通報件数	33	17	2	
事実確認	31	16	2	
虐待判断	9	4	—	

※「虐待判断」した主な事例については、8～9ページ参照

3. 虐待の未然防止・早期発見に向けた主な取組

①施設・事業所等に対する啓発訪問

放課後等デイサービス事業所や新規事業所及び過去に相談のあった事業所を中心に毎年70～100カ所訪問して障がい者の人権擁護及び虐待防止に関する啓発を行っています。

また、今年度より障害福祉サービス等事業者に対して義務化された事業所従業者への研修については、依頼があれば大分市障がい者虐待防止センターの職員が訪問して研修を行っています。

②障がい者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催

関係機関との連携協力体制を整備することを目的として、弁護士会、医師会、警察、法務局（権利擁護）、障がい者団体、事業所等の職員により構成した協議会を開催しています。

事例1 施設従事者による身体的虐待

1. 基本情報 相談者(通報者)：当該施設のサービス管理責任者

当事者の情報：知的障がい 60代 女性

加害者の情報：生活支援員

2. 対応経過

通報内容	生活支援員が、事務所に入てくる障がい者を制止しようとした際にぶつかり障がい者が転倒したところを、そのまま足を持って5～6m引きずり廊下に出した。 後刻、入浴時に背中に擦過傷（長さ8cm幅2cm）が発見されたため、監視カメラで確認したところ、施設従事者による身体的虐待が判明したとのこと。
調査方法	施設を訪問して職員・利用者聞き取り及び監視カメラの確認など
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 被害者は、自らの思いや痛みを発することができなく、たまたま引きずられた日に入浴があり、傷が発見され不適切な支援があったことが監視カメラの映像で確認された。 虐待防止の研修も実施されていたが、職員の虐待防止に関しての認識が浅く、日常の支援が常態化し、安易に引きずるという不適切な支援に繋がっていた。 身体拘束に関する個別支援計画は一般的な内容のみで、個々の特性に応じた支援内容の記載がなかった。
事後対応	<p>以下の内容で改善計画書の提出を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者を中心とした、適切な支援体制の構築に努めること。 支援内容に関して、職員間で共有する仕組みや手順を定めるよう職場環境を整えること。 支援の質を高めるため、定期的に適切な虐待防止等の職員研修を実施すること。 個々の特性に応じた具体性のある個別支援計画を作成すること。 <p>※改善計画書を受理した約半年後に施設を訪問する予定</p>

事例2 養護者による心理的虐待

1. 基本情報 相談者(通報者) :長寿福祉課(権利擁護担当班)職員

当事者の情報 :精神障がい 60代 女性(精神保健福祉手帳2級)

加害者の情報 :当事者の弟(同居)

2. 対応経過

通報内容	<p>母親のケアマネジャーである地域包括支援センター職員を通じて、同居している弟が、当事者や母親の年金を取り上げようとして恫喝しているとの相談があった。</p> <p>これから警察へ相談に行くので、障がい者虐待防止センターにも同行して欲しいとのこと。</p>
調査方法	当事者や地域包括支援センター等関係機関の職員による聞き取り
調査結果	<ul style="list-style-type: none">・弟は現在無職であるため、生活が困窮している。・過去にも同様の暴言等を受けたことがある。・これまで当事者が母を介護していたが、現在はできていない。 (最近は三男が行っている)・当事者がかかりつけ医(精神科)を受診していないことや、自己判断で服薬をしていない。
	※録音したテープにより、弟の暴言を確認した。
事後対応	<ul style="list-style-type: none">・早急に当事者を医療機関に繋げ、当面は関係機関で情報共有しながら、動向を見守ることとした。・ほかの弟が同一敷地内に住んでいることから、今回の経過を伝え、今後の見守りを依頼した。・その後、当事者からグループホームへ入居したいとの相談があったため、体験利用や入所手続き等の支援を行った。 (現在、グループホームと就労継続支援事業B型を利用中)

各専門部会の令和4年度活動報告について

1. 差別解消推進部会

①障がい者差別解消に関する取組

ア 障害者差別解消法に関する周知啓発活動の実施

令和4年11月19日（土）に祝祭の広場で開催した共生社会ホストタウンイベント「スイスフェア」実施時に啓発ブースを設置し、障害者差別解消法に関するチラシが入ったポケットティッシュの配布や啓発パネルを展示しました。

イ 心のバリアフリー研修の実施 5回（延べ参加者数 約670人）

ウ 市報及びホームページにおける障害差別解消法に関する掲載

②障がいを理由とした差別に関する相談事例の共有に関する取組

差別解消推進部会を開催し、相談事例に関する共有や協議を行いました。

ア 市役所内で収集した相談事例 1件

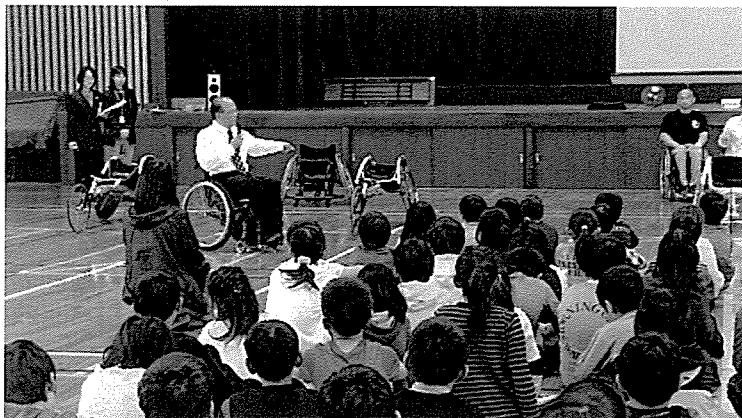
イ 相談支援専門員より収集した相談事例 3件

委員からは以下の意見がありました。

- ・交通事業者に対し、車いす利用者へのさらなる合理的配慮を希望する。
- ・市役所内の相談事例を多く集める手法を検討していただきたい。
- ・施設職員に対して「心のバリアフリー研修」を実施することは、差別解消につながると思うので、今後も継続して実施していただきたい

※来年度以降も相談事例の収集や効果的な周知方法等について検討します。

令和4年度 「心のバリアフリー研修」を実施します



「バリアフリーって何？」

「ユニバーサルデザインって何？」

「ノーマライゼーションって？」

職場で、地域で、「障がい」を学んでみませんか？

《心のバリアフリー研修とは》

誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修です。



【受講対象者】

- 大分市に居住もしくは勤務する方
- 障がいのある方へのおもてなしを身に着けたい事業者の方
- 障がい者を雇用する、または障がい者の雇用を検討している事業者の方
- 「障がい」について正しく理解したい方、実践的な対応方法を学びたい方
- 大分市をもっと暮らしやすい街にしたいとお考えの方

【開催期間】 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

【開催費用】 無料（研修会場等の手配は申込者の負担となります）

【開催形態・時間帯】

- 研修講師が、申込者の指定するご希望の場所に出向く出前講座形式です
- 10時～21時の間の開催で、ご希望の日にちを指定できます。（土日祝可能）

2. 就労支援部会

①就労ピアサポートサロンおおいたに関する取組

就職活動または一般就職している障がい者に対して、当事者同士の「交流・情報交換の場」を通じて、就労に関するモチベーションの向上等を図るため、毎月第3日曜日に J:COM ホルトホール大分3階 障がい者交流室で開催しています。

ア 開催状況及び参加者数（令和5年1月末現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	15	8	6	8	7	※1	10	7	8	7			76
令和3年度	8	※2	4	7	※2	3	4	7	5	8	5	51	

※1 台風14号の接近のため中止 ※2 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止

参加者の感想（アンケートより引用）

- ・自分の悩みを上手く相談出来た。
- ・情報が得られてありがたい。
- ・いろんな方の就労の方法が知れて良かった。
- ・人と話すことができてパワーをもらえてよかったです。

イ 広報活動（輪い笑いフェスタ!におけるブース設置）

就労ピアサポートサロンをより多くの方に知ってもらうため、輪い笑いフェスタ！（大分市福祉の集い）でブースを設置し、出張サロンを実施しました。

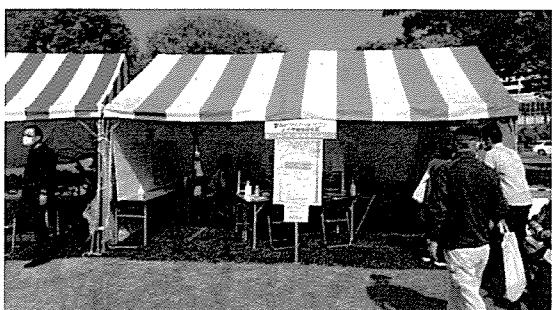
また、ボールペン・マスク・ポケットティッシュ・お菓子等のノベルティを準備し、ブースにお越しいただいた方をはじめ、多くの方に配布しました。（延べ455点）

【開催概要】

日時 令和4年10月22日（土）11時～14時30分

場所 大分いこいの道

（ブースの様子）



（配布したノベルティ）



②社会資源ガイドブックに関する取組

障がいのある方やその家族が、事業所を選ぶ際の参考となるよう、市内の就労支援事業所等の利用時間、作業内容および職員体制等の情報を本市のホームページに掲載しています。

ア ホームページの変更

(社会資源ガイドブック HP)

The screenshot shows a map of the city area with numerous icons representing different service providers. Below the map is a table with the following columns:

番号	事業所名	郵便番号	電話番号	FAX番号	E-mail	URL	担当者名	担当者性別	就業時間	休憩時間	休憩場所	料金	料金対象
1	おひさまファーム	○										年齢4歳未満	
2	さくら園	○										年齢4歳未満	
3	まなづく		○									年齢3歳未満	
4	リバウンド		○									年齢3歳未満	
5	さくらの里		○									年齢4歳未満	
6	さくらの森		○									年齢4歳未満	
7	リビング		○									年齢4歳未満	
8	まなづく		○									年齢3歳未満	
9	まなづく		○									年齢3歳未満	
10	まなづく		○	○	○				○	○		年齢4歳未満	

イ 事業所情報様式の変更

当該ガイドブックを活用しやすくするため、新様式へ変更します。(14ページ)
主な変更点は以下のとおりです。

- 1枚目に事業所の情報をまとめ、2枚目を「フリースペース」にする。

フリースペースの記入例として、
1日の流れ、事業所の雰囲気が分かる写真・イラストなど

- 1枚目の情報を枠で囲み、見やすくする。

後日、事業所へ新様式での作成依頼を行い、3月末に掲載する予定です。
また、令和5年度以降は年2回(8月、2月頃)更新を行います。

新様式のイメージ

大分地域-①	B型/A型/機能訓練	最終更新 令和5年1月
	多機能型支援事業所 太郎大分	
設置主体	株式会社 太郎大分	ホームページ QRコード
事業所の住所	大分市荷揚町〇番〇号 太郎大分グランドビル1階	
TEL/FAX	TEL:097-123-123# FAX:097-123-124#	
ホームページURL	http://www.tareoita.com	
主な対象者	B型、A型は身体、療育、精神手帳をお持ちの方 機能訓練は身体手帳をお持ちの方	
利用者の年齢層(R3実績)	B型は老若男女問わず幅広くご利用しています A型は30代男性が活躍中です	
定員	B型…25名 A型…15名 機能訓練…20名	
利用できる曜日・時間	月曜～金曜 10時～15時	
送迎の有無	有(B型、機能訓練のみ)	
作業内容	お菓子部門…クッキー や ケーキなどの製造(A型) 野菜部門…トマトの収穫、パック詰めなど(B型) 軽作業部門…箱折り、お菓子・タオルの箱詰めなど(B型) 身体の機能維持(機能訓練)	
昼食	弁当を提供しています。ご希望の方は1食あたり100円いただいております。	
利用料以外の費用	年間イベントなどの参加等で費用が掛かる場合があります	
見学・体験	有(無料で見学・体験できます)	
実績 (令和3年度)	工賃額 B型1万円/月 A型8万円/月 一般就労移行者 1名	
年間行事	お花見・クリスマス会・お楽しみ会などを行っています	
事業所の特徴 コメント	作業については指導員が丁寧にお伝えするので、初めての方でも安心してご利用いただけます。私たちと一緒に作業してみませんか。ご連絡お待ちしています！	

※2枚目は「一日の流れ」「写真」「イラスト」等)を掲載します。

3. 生活支援部会

①「グループホーム（共同生活援助）」の空き状況に関する情報提供

各グループホームの空き状況を把握し、本市のホームページに掲載しています。

計 139施設（令和5年2月1日現在）

②日中サービス支援型グループホームの実施状況に関する報告及び評価

令和4年度も日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）の運営を行っている事業者から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を実施しました。来年度以降も年1回の報告を受けるとともに、評価や助言を実施します。

法人名	有限会社 さくら荘	株式会社システムコンサルタント
事業所名 (所在地)	日中サービス支援型 グループホームさくら親児会1 (大分市大字城原1887番地)	3 G I F T L i v i n g (大分市鴛野946-7)
事業開始日	令和3年3月1日	令和3年4月1日
定員	10人	20人
本部会からの事業者に対する評価・助言	<ul style="list-style-type: none">・地域との交流については、新型コロナウィルス感染症の動向に合わせて、機会を設けるよう検討していただきたい。・緊急的利用に対応できる体制を維持できるよう努めていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・実習生等の受入及び地域との交流については、新型コロナウィルス感染症の動向に合わせて、機会を設けるよう検討していただきたい。・日中サービス支援型共同生活援助の趣旨を踏まえ、緊急的利用に対応できるよう体制の構築を図っていただきたい。・権利擁護や虐待に関する外部研修についても、積極的に受講していただきたい。

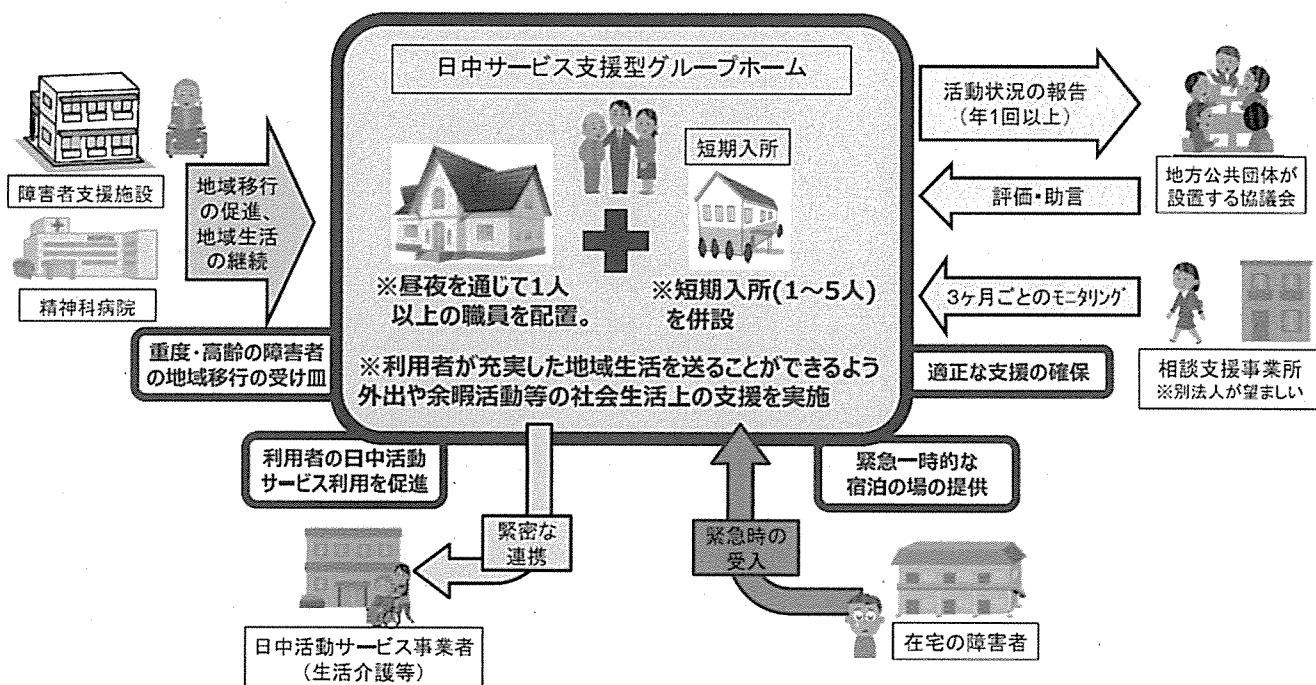
③あんしんコール（緊急時支援事業）に関する協議

2～3ページ参照

日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）について

平成30年度に創設された日中サービス支援型共同生活援助について、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、国は「地方公共団体等が設置する協議会等※に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない」としているため、本市においては、生活支援部会で報告や評価を行います。

※障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等をいう。



4. こども部会

①子ども部会の開催（令和4年8月、11月）

第1回目の子ども部会にて、福祉と教育分野における課題を整理し、今年度は下記の①～③の課題について取り組むことを決定しました。

【課題】

- ①放課後等デイサービス事業所が増加する中、各事業所が提供する支援内容が多様化し、支援の質にばらつきがみられる。
- ②教育機関等において、障害児通所支援事業が周知されていないことから、障害児通所支援事業所等との連携が不十分である。
- ③少しでも問題行動があると障害児通所支援事業の利用につながっている。

②放課後等デイサービス事業所に対する研修

対象：放課後等デイサービスの管理者、児童発達支援管理者など

日時：令和5年2月10日（金）10時～11時40分

場所：大分市役所本庁舎8階大会議室

講師：こどもセンターかおるおか 施設長 菊池 朋子氏

テーマ：「障害児通所支援事業所の適切な支援について

～子どもを理解する時に考えていること～」

③校長会等を活用した障害児通所支援事業等の周知

校長会や放課後児童クラブ職員に対する研修会において、障害児通所支援事業等の周知を行い、教育機関との連携体制の構築に努めました。（19～20ページ）

④支給決定方法の見直し

利用者の状態は変化していくため、障害児通所支援事業を支給決定する際、必要な根拠書類（意見書等）の提出頻度について、他市町村の状況等を踏まえながら、部会内で検討しています。

⑤医療的ケア児支援検討部会の開催（令和4年8月）

大分市医療的ケア児・者非常用発電装置補助事業の周知

令和3年度から在宅で医療的ケアが必要な人に対して、災害時における電源を確保するため、発電機やポータブル電源等の購入費を助成しています。

令和4年度は補助対象者や補助金額を拡充したことから、関係機関の協力を得ながら、本事業の周知を行いました。

⑥災害時における医療的ケア児や家族に対する支援の推進

ア 災害時医療的ケア児個別支援票（以下、「個別支援票」という。）の共有

災害時に医療機関や訪問看護事業所等が、医療的ケア児に関する情報を共有できるよう「主治医の連絡先」、「医療的ケアの内容」、「使用する医療器具」、「対応の注意点」などをまとめた「個別支援票」を作成しています。

今年度は「個別支援票」を関係期間で共有できるよう、保護者を通じて案内するとともに、未作成者に対する働きかけを行いました。

イ 災害に関するアンケートの実施

障害福祉課が把握する47名の医療的ケア児に対して、災害時の避難場所や方法等に関するアンケートを行いました。

対象：避難に関するニーズや課題を把握し、災害支援について検討するため

期間：令和4年8月25日～9月26日

対象：障害福祉課が把握している医療的ケア児及びその家族 47人

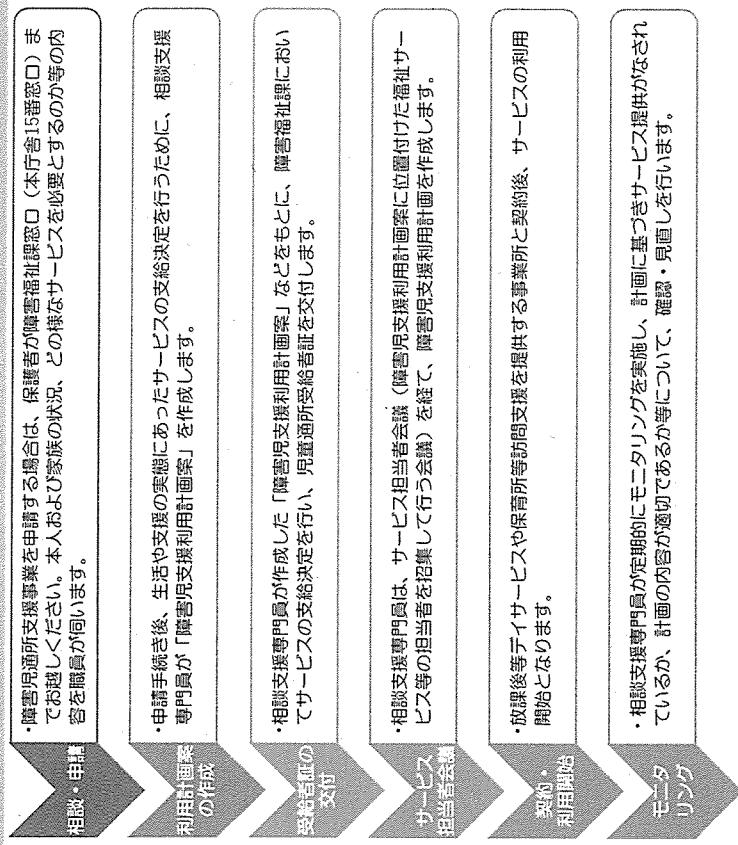
実施方法：郵送

回答状況：26人

回答率：55.3%

障害児通所支援事業等についてのご案内

③ 利用の流れ



1. 障害児通所支援事業について
- ① 障害児通所支援事業とは
児童の発達を支援するためのサービスの提供を目的とした児童福祉法に基づく事業です。
サービスを受けるためには、「児童通所受給者証」が必要となります。
- ◆対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断等により、サービスが必要と認められる児童
- ◆就学している児童が利用できる主なサービス
放課後等ディサービス
事業所が保育所・小学校等を訪問し、対象児が集団生活に適応できるよう、対象児や教職員に専門的な支援等を行います。
- ② 障害児相談支援事業とは
サービスを適切に利用することができるよう、相談支援専門員が、児童を利用するサービスの種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成し、サービスの利用開始後も一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

④ 費用負担について
サービスを利用した場合、費用の9割は国・県・市が負担し、1割を利用者が支払うことになります。ただし、児童が属する世帯全員の所得に応じて一月の上限が決められており、負担が重くなり過ぎないようになっています。

所属区分	世帯の課税状況	負担金額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割 28万未満)	4,600円
一般2	一般1以外の市民税課税世帯	37,200円

※各事業所でおやつや材料費等を別途徴収する場合があります。
※障害児支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

2. 大分市障害児（者）地域療育等支援事業について

① 大分市障害児（者）地域療育等支援事業とは
在宅障がい児（者）の地域生活を支えるために、身近な地域で発達面の支援や相談を行い、障がい児（者）の福祉の向上を図ることを目的とした本市の独自事業です。

◆対象者

発達に遅れのある児童やその児童が通う学校の教職員等
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書等は必要ありません。

②学校に關係する主なサービス

施設支援事業

実施施設が学校の教職員に対し、療育に関する相談・助言を行います。

【相談内容の例】

- ・日常生活や遊び、学習に必要な姿勢をとったり、移動するための運動機能の改善に関する相談、また施設の環境調整について相談したい。
- ・身体や手の動かし方、目の使い方、落ち書きがない、集団に入れないなどの感覚面・行動面について相談したい。
- ・言葉の発達が遅い、言葉がつながらない、赤ちゃん言葉が抜けない、かすれたような声を出す、呼んでも振の返らないなどの言語・音声・感覚について相談したい。

【利用方法】

学校から直接実施施設に申請を行います。

※学校や保護者の費用負担はありません。

【実施施設】

施設名	電話番号
大分教育センター	097-586-5252
大分こども発達支援センター	097-557-0114
熊本こども成育医療センター	097-586-5566
大分保健会館	080-1532-2656
天心堂こども発達支援センター 一休さん	097-597-5863
どんぐりの杜クリニック	097-567-2737
こども発達・子育て支援センター わくわくかん	097-592-8989
こども発達支援センター もち	097-546-3400



3. 教職員の方にご協力していただきたいこと

① 相談支援専門員が招集するサービス担当者会議への参加等
サービス担当者会議は、相談支援専門員が「障害児支援利用計画案」に位置付けた福祉サービス等の関係者を招集して行います。相談支援専門員から依頼があった際は、教職員の参加について、ご協力をお願いします。

②放課後等デイサービス事業所等との連携

子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要があります。例えば、年間計画や行事予定、子どもの下校時刻等の情報共有や子どもを送迎する場合の送り出し等、日々からの連携のご協力をお願いします。

③相談支援ファイル「つながり」の活用

相談支援ファイル「つながり」は、障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とするお子さんの情報を整理し、ご家族をはじめ関係機関の方々が共通理解をして、生涯にわたる継続的な支援に役立てるためのものです。

母子手帳をはじめ健診や医療の記録、学校での記録、福祉機関や行政機関等の通知や申請書のコピーなど関係機関からもらった書類等があれば、ファイルに綴じておくこともできますから、保護者の同意の下ファイルを開覧することで、子どもについて理解したり、支援に役立てることができます。

（参考）主な相談機関

【相談機関の一覧】

相談機関名	電話番号	相談内容
大分市障がい者相談支援センター コーラス	097-576-8888	主に児童・知的障がいがある方に関する相談
大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	097-578-6952	発達障がいに関する相談
大分県医療的ケア児支援センター	090-4052-0750	医療的ケア児に関する相談

【問い合わせ先】

大分市役所 障害福祉課 障害福祉サービス担当班 TEL : 097-537-5658
FAX : 097-537-1411

5. 相談支援部会

近年、障害福祉サービス等の利用に関する相談支援の増加だけでなく、高齢化や引きこもりといった複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、相談支援専門員の質の向上や人材育成等が求められている。

また、相談支援専門員の配置が「1名」という相談支援事業所も多数あることから、本部会の取組等を通じて、相談支援専門員のネットワーク化を図る。

【相談支援部会の活動 4 本柱】

- ①相談支援専門員のネットワーク化
- ②相談支援専門員の知識向上
- ③関係機関との連携強化
- ④地域課題の共有及び社会資源の開発

①地区別相談支援部会の開催（各地区年3回開催）

相談支援事業所同士の横のつながりを強化するため、意見交換を定期的に行う場として、市内を3つの地域（東部・中央・西部）に分けた「地区別相談支援部会」を下記のとおり開催し、各相談支援事業所が抱える課題等を共有しました。

	東部	中央	西部
第1回	6月8日（水）13時半 (参加人数：10人)	6月9日（木）13時半 (参加人数：17人)	6月8日（水）15時 (参加人数：20人)
第2回	10月3日（月）10時 (参加人数：17人)	10月4日（火）10時 (参加人数：13人)	10月5日（水）10時 (参加人数：26人)
第3回	令和5年1月17日（火） (参加人数：11人)	令和5年1月20日（金） (参加人数：15人)	令和5年1月18日（水） (参加人数：29人)

②相談支援部会（役員会）の開催（年3回開催）

地区別相談支援部会で出た意見を共有し、今後の進め方等を協議しました。

来年度より、「地区別」に加えて「分野別」での部会を開催することで、より専門的な意見交換ができる場を構築すること等を決定しました。

③相談支援事業所の情報掲載（ホームページ）

障がい者や家族等の支援者が、相談支援事業所を探す際の情報として、本市のホームページに住所、連絡先や受入可能状況等を掲載しています。

【相談支援部会（役員会）報告書】

参考

1. 開催状況

- ①令和4年 7月 5日(火) 午前10時～11時
②令和4年11月15日(火) 午前10時～11時
③令和5年 2月14日(火) 午後 2時～ 3時

地区別相談支援部会では、「事業所が増えたことによって、質の向上が課題」との意見がどの地区でも多く議論に挙がりました。

そういう意見を役員会で共有し、「部会でさらに議論していくもの」、「他の専門部会と連携が必要なもの」等整理を行いました。

2月に開催した第3回部会において、来年度以降の取組等を決定しました。

2. 第3回部会の概要

(主な意見)

- ・項目が多くなると分野ごとの協議が中途半端になってしまう危険性がある。
また、少なすぎても、参加できる分野がない等の問題も出てくる。
 - ・分野別は事前にテーマ決定や出欠確認をする必要がある。
 - ・年度初めは地区別部会から始める方が良いのではないか。

(項目案について意見)

項目案 (地区別前)		項目案 (地区別後)	意見等	最終
1	児童	児童・医療的 ケア児者	児童のみの相談事業所もあるた め、本項目は必須では。	③②① 身体障 がい・ 精神障 がい・ 知的障 がい・ 発達障 がい・ 児者
2	介護保険への 移行	介護保険へ の移行	事例検・連絡会等で共有してい けばいい。包括との話も必要。	
3	精神障がい	精神障がい	医療法人の相談支援事業所には 必ず入ってもらいたい。 発達障がい、知的障がいも合わ せてここで議論か。	
4	(就労支援)	身体障がい	介護保険へ移行も身体障がいの 方に関する課題が多いので、こ こで意見共有を。	
5	情報共有シス テム	連携に向け た取組	地区別、役員会で共有していく。 先駆けて東部で試行開始する。	
6	医療的ケア児者	知的障がい	これまで特記した議論は出てい ないので、今後の状況次第で。	
追	身体障がい			
	知的障がい			
	医療との連携			

来年度は「地区別」に加えて、分野別として「①児童・医療的ケア児者」「②精神・知的・発達障がい」「③身体障がい」の3分野を実施することに決定しました。